

# 日本に在留する外国人のみなさんへ

日本語ルビ付き

2012年7月9日

あたらしいざいりゅうかんとりせいで、とうにゅう、「ざいりゅうかーど」がこうふされます。  
(外国人登録制度は廃止になります)

## 「在留カード」の交付

- 対象：「3月」を超える在留期間の在留資格をもって日本に在留する方に交付されます。
  - ・ 「短期滞在」の在留資格、「外交」又は「公用」の在留資格の方には在留カードは交付されません。
  - ・ 特別永住者の方には、在留カードではなく、「特別永住者証明書」が交付されます。
- 記載内容：顔写真のほか、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期限、就労制限の有無などの情報
- 有効期間：

	16歳以上	16歳未満
永住者	交付日から7年	16歳の誕生日
永住者以外	在留期間の満了の日まで	在留期間の満了の日か16歳の誕生日の早い方

- 交付場所：
    - ・ 地方入国管理官署（成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港）では2012年7月9日以降新たに中長期在留者にあたる在留資格で入国した時に交付します。ただし、それ以外の出入国港では、入国後に市区町村に届け出た住居地宛てに簡易書留で郵送する予定です。詳細は地方入国管理局・支局・出張所に問い合わせてください。）
  - 外国人登録証明書から在留カードへの切替時期：
    - ・ 外国人登録証明書は、在留カードが交付されるまでの一定期間、住居地の届出や入国管理官署での手続では在留カードとみなされますので、すぐに在留カードに換える必要はありません。
    - ・ 地方入国管理官署で在留期間更新許可等を受けた時に、新しい在留カードが交付されます。
    - ・ 永住者の方で16歳以上の方は2015年7月8日まで（注）、永住者の方で16歳未満の方は2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日までには在留カードに換えていただく必要があります。
- (注) 在留資格「特定活動」で「4年」又は「5年」の在留期間をもって在留している方も2015年7月8日までには在留カードに換えていただく必要があります。
- 便利になる点：
    - ・ 旅券及び在留カードを持って出国する時に、1年以内で、かつ、有効な在留期間内に再入国する場合（注）は、原則として「再入国許可」を受ける必要がありません。この制度を、「みなし再入国許可」といいます。ただし、有効期間内に再入国しないと在留資格が失われます。また、有効期間を海外で延長することもできませんので注意してください。
- (注) 特別永住者の方は、2年以内に再入国する場合に適用されます。

## 住民票の作成

在留カード又は特別永住者証明書の交付対象となる方は、外国人住民としてお住まいの市区町村で、日本人と同様に、住民票が作成されます。

- 記載事項：  
外国人住民の住民票には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等のほか、外国人住民特有の事項

として、国籍・地域、在留資格、在留期間等が記載されます。

● 住民票の写しの交付：

日本人と同様に、市区町村の窓口で住民票の写し（又は住民票記載事項証明書）の交付を受けることができます。

※ 住民基本台帳制度の詳細は、「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」（総務省）をご覧ください。参考HP：

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

**届出・申請が必要な場合**

届出・申請が必要な場合	手続き場所
① 新しく住所を定めた時、又は住所を変更した時 (転入届(※1)・転居届(※1)・転出届(※2)) ※1 在留カード、特別永住者証明書(又は外国人登録証明書)のいずれかを持参してください。 ※2 別の市区町村へ住所を変更するときは、転出の届出をこれまでお住まいの市区町村であらかじめ行っていただく必要があります	市区町村
② 氏名、国籍・地域等を変更した時	地方入国管理官署
③ 在留カードを無くしたり、使えないほど汚したりしたとき	
④ 《永住者・16歳未満の方》 ・ 在留カードの有効期間が満了する場合	
⑤ 《就労資格(一部を除く)、留学生及び研修生の方》 ・ 雇用先や教育機関などの所属機関の名称変更、所在地変更、会社の倒産、雇用契約の終了、新たな雇用契約の締結等の移籍が生じた場合	届出書を地方入国管理官署に持参するか、東京入国管理局へ郵送する
⑥ 《配偶者として「家族滞在」、「特定活動(ハ)」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留している方》 ・ その配偶者と離婚又は死別した場合	

外国語による問合せ先：詳細は以下にお問い合わせください。

● 外国人在留総合インフォメーションセンター 月～金 / 8:30～17:15 TEL 0570-013904 (IP 電話・PHS・海外からは03-5796-7112)	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
● ワンストップ型総合相談支援センター 月～金 / 9:00～16:00 外国人総合相談支援センター(新宿) 03-3202-5535 外国人総合相談センター(埼玉) 048-833-3296 浜松外国人総合支援ワンストップセンター 053-458-1510 HP: <a href="http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html">http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html</a>	電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、以下の外国語でも対応しています。対応言語は曜日によって異なるので詳しくはHPをご覧ください。 (新宿) 英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベンガル語・ベトナム語・インドネシア語 (埼玉) 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハンガール語・タガログ語・タイ語・ベトナム語 (浜松) 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語

法務省 入国管理局 (新しい在留管理制度について) [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

※ 英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の説明があります。

翻訳協力：国立大学法人東京外国語大学 (このリーフレットを25言語に翻訳しました)